

公立大学法人新潟県立大学第4期中期目標の策定について

1 中期目標について

中期目標は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である新潟県が公立大学法人新潟県立大学に指示する目標である。第3期中期目標の期間は2021（令和3）年度から2026（令和8）年度までの6年間であったため、2027（令和9）年度から2032（令和14）年度までの第4期中期目標を策定する。

2 第4期中期目標策定の基本的な考え方（案）

第3期の基本的な方向性は維持しつつ、第3期の実績や社会情勢を踏まえるとともに、評価委員会の意見、認証評価等の課題となっている事項について一層の取組を促し、大学の質がより高まる業務運営を法人に求める。

県計画（総合計画（R7～R14）等）の内容を踏まえる。

＜主な見直しのポイント＞

- デジタル化やグローバル化に対応できる人材をはじめ、地域産業の発展に貢献できる人材の育成を図り、実践的な教育を実施するとともに研究成果等を地域に還元する取組を進める
- 第3期中期目標期間中における北東アジア研究所、国際経済学部データサイエンス経済コース等の新設に加え、大学院健康栄養学研究科博士後期課程の設置等による教育・研究・地域貢献機能の一層の充実
- 中期計画に指標を設定することから、中期目標から指標を削除する（看護大学同様）

3 策定スケジュール（案）

時期	中期目標	中期計画
7月上旬	・中期目標（素案）確定	
8月中旬	・評価委員会で素案審議	
9月上旬	・パブリックコメント実施	
10月中旬		・中期計画（素案）確定
11月上旬 ～中旬	・評価委員会で最終案審議 →知事へ意見提出 →法人の意見聴取	・評価委員会で素案審議
1月下旬		(R9 当初予算内示) ・最終案確定
2月上旬		・評価委員会で最終案審議
3月	・議会へ提案 ・常任委員会で説明 ・議会で議決 ・法人へ中期目標を指示	・法人が県へ認可申請提出 ・県が中期計画認可